

富山県動物愛護協議会委員公募のお知らせ

令和6年12月25日
富山県厚生部生活衛生課

応募期間 令和6年12月25日（水）～令和7年1月24日（金）

【公募の趣旨】

富山県では、動物の愛護と適正な飼養について普及啓発し、動物の愛護及び管理に関する法律第38条に規定する動物愛護推進員の活動支援等に関し必要な協議を行い、動物愛護行政の推進を図るため、「富山県動物愛護協議会」を設置しております。

このたび、一般家庭で動物を飼養し、日頃より動物愛護に興味をお持ちの方に、「動物の飼い主代表」として、令和7年3月から2年間、この協議会の委員に就任していただくため、委員の公募を実施いたします。

今後の動物愛護行政の方向や進めるべき施策などについて積極的にご意見を述べていただける方のご応募をお待ちしております。

【委員の概要】

- 1 募集人数 1名（公募以外の委員も含めた委員総数は10名の予定です。）
- 2 協議事項 (1) 県の動物愛護行政のあり方に関すること。
(2) 動物愛護推進員の活動支援等に関すること。
(3) 県民に対する動物の愛護と適正な飼養の普及啓発に関すること。
(4) その他動物の愛護に関すること。
- 3 任期 令和7年3月12日～令和9年3月11日（2年間）
- 4 開催回数 年1～2回程度（1回の開催時間は1～2時間程度です。）
- 5 謝礼等 協議会にご出席いただいた場合には、謝礼（1回10,000円を予定）及び旅費をお支払いします。

【応募要領】

- 1 応募資格
次の(1)～(5)のいずれの要件にも該当する方
(1) 現在、家庭において動物を飼養している方
(2) 富山県内に在住する方
(3) 国若しくは地方公共団体の議員又は常勤の公務員でない方
(4) 県の他の審議会等の委員でない方
(5) 年1～2回程度開催（平日開催）される「富山県動物愛護協議会」に出席できる方

2 応募方法

(1) 申込手続	次の書類を富山県厚生部生活衛生課に提出してください。 (持参、郵送、FAXのいずれでも可) ア 応募申込書 県の各厚生センター及び支所、富山市保健所で配布しているほか、県ホームページ（生活衛生課）からも応募申込書様式をダウンロードできます。 (https://www.pref.toyama.jp/1207/kurashi/seikatsu/seikatsu/doubutsu-aigo/index.html) イ 小論文 次のテーマから1つを選択し、ご意見・提案等を記述して下さい。 (様式自由、800字以内) ① 地域社会と動物愛護について ② 高齢化社会と動物について ③ 家庭動物との付き合い方について ④ その他（動物愛護に関する自由なテーマ） ※なお、提出された書類は返却しませんので、あらかじめご了承ください。
(2) 受付期間	令和6年12月25日（水）～令和7年1月24日（金） 《持参の場合》期間中の受付時間は、午前8時30分から午後5時15分までです。なお、土・日曜日、祝日は閉庁のため、受け付けいたしません。 《郵送の場合》1月24日までの消印のあるものに限り受け付けます。 《FAXの場合》1月24日の午後5時15分までに到着するように送付してください。

3 選考方法

応募申込書及び小論文により選考を行い、決定します。

4 選考結果の通知及び開示

- (1) 通知 令和7年2月中旬頃に、郵送により本人あてに通知します。（当落のみ）
- (2) 開示 選考結果については応募者本人が希望される場合、次のとおり開示します。
 - ① 開示請求者 本人に限ります。
 - ② 開示内容 本人の「総合得点」と「順位」
(総合得点は、応募申込書及び小論文による得点の合計です。)
 - ③ 開示期間 上記(1)の発送日から1か月間
 - ④ 開示場所 富山県厚生部生活衛生課内（本館2階）
 - ⑤ 請求にあたって必要な書類
運転免許証、旅券又は身分証明書など顔写真付きの証明書
 - ⑥ その他 郵送による開示請求はできません。

【問い合わせ先】

〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号

富山県厚生部生活衛生課食品乳肉係

TEL 076-444-3230（直通） FAX 076-444-3497

E-mail 次のURLにあるお問い合わせフォームに入力のうえ、送信してください。

<https://www.pref.toyama.jp/1207/kurashi/seikatsu/seikatsu/doubutsu-aigo/index.html>